

農事組合法人の皆様へ（お知らせ）

地方税法第72条の4第3項の規定により、農地法第2条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たす農事組合法人が行う農業に対しては、事業税が非課税とされていますので、別紙「農業が非課税となる農事組合法人の判定票」により判定し、農業が非課税となる場合は、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告において、次の書類を添付して下さい。

- | |
|---|
| <p>(1) 所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表5）</p> <p>(2) 「計算書（農業）」</p> <p>(3) 法人税の申告書（法人税法施行規則別表1）及び所得の金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表4）の写し</p> <p>(4) 貸借対照表、損益計算書（雑収入の内訳書を含む）の写し</p> <p>※その他、他の書類の提出を求めていますのでご協力ください。</p> |
|---|

(1) 所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表5）について

前事業年度以前から繰り越された繰越欠損金がある場合には、課税事業に係る所得の欠損金のみを課税所得から控除するため、その額を計上してください。

※㉑農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額または㉒農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額がある場合、①の所得金額は損金算入前の額を記載してください。㉓農事組合法人の農業に係る所得の額は、以下(2)「計算書（農業）」の説明により計算した額を記載してください。

(2) 「計算書（農業）」について

課税標準となる所得金額は、総所得金額等を非課税となる農業に係る収入金額により按分し、算定した非課税所得を除いた所得となります。

収入金額は、以下①～③欄のうち該当する収入にそれぞれ計上してください。各事業ごとの区分が困難な収入がある場合、それぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を①～③欄にそれぞれ記載してください。

①農業に係る収入

非課税となる農業は、日本標準産業分類〔大分類A-農業, 林業〕〔中分類01-農業〕〔011-耕種農業〕に該当する事業です。

その他、以下の収入は①に計上してください。

- ・農業に関連して交付された公共団体等からの交付金・補助金・助成金

※圧縮記帳の対象である場合、補助金等と圧縮損を相殺した額を計上してください。

- ・稲藁などの副産物、作業くずの譲渡収入（自己で製造・加工するものを除く）
- ・農産物の減収補てんを目的として支払を受ける農業共済金

②農業付帯事業収入

①の事業に付帯すると認められる事業で、以下のア及びイを満たしているものをいいます。

ア 当該事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業

イ 当該事業が上記①の耕種農業に係る収入金額の総額の2分の1を超えないこと

なお、ア及びイを満たす以下の収入は、②に計上してください。

- ・自己の所有する農機具の余剰稼働力を利用した農作業の受託等収入
- ・自己の栽培した農産物または副産物を原材料として製造・加工し、販売した収入
- ・自己の所有する施設を組合員以外の者が利用したため受け取った手数料・利用料等

③その他の収入

①または②以外の収入金額を計上してください。(例：雑収入、受取利息、共済金返戻金、農機具共済金等)

④合計 (①+②+③)

損益計算書の売上高、営業外収益及び特別利益 (特別損失と相殺すべきものを除く) の合計額と一致するよう計上してください。

⑤第6号様式別表5 ⑱再仮計の金額

地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の⑱「再仮計」欄の金額を記載します。

※農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額または農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額がある場合、再仮計の金額から当該金額を控除した額を計上してください。

⑥当期分の農業等に係る非課税所得の計算

②が①の2分の1を超えない場合、非課税収入として算定するため、(①)に(①+②)の合計額を記載してください。

按分計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。